

令和 7 年 6 月定例会の結果

1 請願 2 陳情 3 資料（請願・陳情文書表）

1 請願

番号	件 名	結 果
請願第 1 号	静岡市保健福祉センター統廃合の中止・拡充を求める請願	不採択
請願第 2 号	国保加入者全員に資格確認書の交付を求める請願書	不採択
請願第 3 号	「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める請願書	不採択

2 陳情

番号	件 名	結 果
陳情第 1 号	「静岡市公文書管理条例」の制定に関する陳情	採択

3 資料（請願・陳情文書表）

（請願第 1 号）

厚生委員会
（令和 7 年 6 月 19 日受付）

静岡市保健福祉センター統廃合の中止・拡充を求める請願

請 願 者 静岡市葵区
公共施設の統廃合を考える市民の会
共同代表 合戸政治、遠藤 寿、黒田久予、
新村由美子、関本晴雄、酒井政男
紹介議員 杉本 護 寺尾 昭 内田隆典

【請願趣旨】

静岡市は学校、市民サービスコーナー統廃合に続き、保健福祉センターの統廃合計画を発表しました。

現在、廃止予定の 6 保健福祉センターの乳幼児に関わる事業別実績は、市全体の 5 割ちかくあることは保健福祉センターが身近な地域にあることで可能なのです。

地域保健福祉センターの統廃合によりバスで遠方の保健福祉センターまで行くことは、乳幼児を持つ母親にとってバス乗り換え、インフルエンザなど感染症の不安、足腰の弱い高齢者はバスの乗り換え・バス代の負担等により各区 1 カ所保健福祉センターでは大幅な利用減少が予測されます。

また、保健師の訪問活動も 9 保健福祉センターであって訪問時間も短縮、訪問軒数も多くできるのであります。

こうした状況を考慮すれば、「住民福祉の増進」という自治体の基本に立ち返り、保健福祉センターの統廃合の中止、保健師増員・予算拡充こそすべきであります。

【請願項目】

- 1 「地域保健福祉センター」統廃合を中止し、拡充を求める。
- 2 保健師の増員・保健福祉予算の拡充を求める。

(請願第2号)

厚生委員会
(令和7年6月20日受付)

国保加入者全員に資格確認書の交付を求める請願書

請願者 静岡市駿河区
静岡県社会保障推進協議会
会長 菊池 仁

紹介議員 杉本 護 寺尾 昭 内田隆典

【請願趣旨】

2024年12月2日に従来の健康保険証の新規発行が停止されてから半年近くが経過しましたが、依然としてマイナ保険証での受診を巡る認証エラー等が多発し、8割の医療機関でトラブルが発生しています。

国民の65%を超える人がマイナ保険証登録をしていますが、マイナ保険証の利用率は3月現在27%に留まっています。つまり、マイナ保険証登録していても多数の人が、従来の健康保険証で受診しているのが実状です。

こうしたなか、手持ちの静岡市国民健康保険証は、7月末日に有効期限が切れ、遅くとも12月1日までにすべての医療保険が有効期限を迎えます。

マイナ保険証登録をしていない人には「資格確認書」が自動発行されますが、マイナ保険証登録をしている人には、「資格確認書」が届かないため、医療機関と行政の窓口での大混乱が避けられません。しかもマイナ保険証登録をしている人に届く「資格情報のお知らせ」は、それ単体で資格を証明できる書類と誤認される恐れがあります。

また、市にとっては、同一世帯内にマイナ保険証所有者と未所得者、要配慮者、後期高齢者等が混在している場合、様々な証（お知らせ）を正確に送付する際にも誤送付が生じることが考えられます。

現時点で、手持ちの健康保険証の有効期限が切れる際に、混乱を回避するには、従来の健康保険証を復活することが最善ですが、当面、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、すべての加入者に「資格確認書」を交付することが求められます。

後期高齢者の方には、国の方針で資格確認書の全員交付が実施されることとなり、国保においても東京都渋谷区・世田谷区では国保加入者全員に「資格確認書」を交付することを決めています。

そうすることで、市にとってもマイナ保険証の保有の有無を確認しての「資格確認書」の交付や、「資格情報のお知らせ」の送付は不要となり、要配慮者への「資格確認書の個別対応」も不要となります。また、マイナ保険証での認証エラー等の際の資格確認にも活用でき、住民も安心して受診できます。

【請願項目】

静岡市においては、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、すべての国保加入者に「資格確認書」を交付すること。

(請願第3号)

厚生委員会
(令和7年6月20日受付)

「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める請願書

請願者 静岡市駿河区
静岡県社会保障推進協議会
会長 菊池 仁

紹介議員 杉本 護 寺尾 昭 内田隆典

【請願趣旨】

2025年政府予算案には、患者が支払う高額療養費の自己負担限度額を段階的に引き上げる「見直し」が含まれていましたが、当面、引き上げ案が凍結され、今年秋までに改めて方針が決定されることとなっています。

今回の引き上げ案は、低所得者はもとより、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼします。

肺腺がんステージ4の診断を受けたがん患者さんは、「手術や放射線治療もできず、抗がん剤治療を続けています。治療費用は現在でも大きな負担になり、精神的にも追い詰められています。それがさらに引き上げられるなんて、『生きていることをあきらめろ』とされているようで、絶望的な気持ちです」と語っています。

政府は今回の引き上げを提案するに当たって、受診の抑制により2,270億円も給付が削減されると試算しています。

がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々にとって、生死に直結する治療の断念を迫る引き上げだと言えます。

当事者の方々のいのちと暮らしを守るため、高額療養費の自己負担引き上げについては凍結ではなく、撤回するために、国に対し次の意見書の提出を求めます。

【請願項目】

地方自治法第99条の規定により、「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」を提出すること

高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書（案）

2025年政府予算案には、患者が支払う高額療養費の自己負担限度額を段階的に引き上げる「見直し」が含まれていたが、がん患者団体をはじめ国民の世論を受けて、当面、引き上げ案を凍結し、今年秋までに改めて方針を検討し、決定することとなった。

今回の引き上げは、低所得者はもとより、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼす。がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々にとって、治療が受けられなくなる、生活が成り立たなくなる、生死に直結する治療の継続を断念しなければならない。

また、命に関わる問題でもあるにもかかわらず、当事者の意見を聴かず、短期間で拙速に決定されたプロセスも不適切であった。高額療養費制度を見直す際には、制度を利用している方々の生活実態の調査の実施、当事者や患者団体等の意見の事前聴取という適正な手続きを経るべきである。

また、現在、既に税と社会保険料を合わせた国民負担率が50%に近い水準まで上昇し可処分所得が減り、賃上げが物価上昇に及ばず、実質所得が3年連続マイナスとなるなかで、高額療養費の自己負担額を引き上げること自体が、生死に直結する治療を必要とする国民に、治療中止を強いるものであり、著しく不適切である。

よって、政府に対し、当事者の方々のいのちと暮らしを守るため、高額療養費の自己負担引き上げについては凍結ではなく、撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

静岡市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

「静岡市公文書管理条例」の制定に関する陳情

陳 情 者 静岡市駿河区
 奥脇 卓也

【陳情趣旨】

現在、静岡市では、重要な公文書を永久保存文書として多数保管しています。しかし、これは言葉通りに永久に保存されるものではありません。2018年度から2022年度にかけて、16,200件（簿冊数）の永久保存文書が、市役所外部の人を交えた検討を経ずに廃棄されました。また、今年度も多数の永久保存文書が廃棄される見通しになっています。

ところで、公文書管理条例（以下、「条例」という）をすでに制定した自治体では、条例の中で特定歴史公文書の永久保存義務を定めることが一般的です。たとえば、静岡県では、条例第14条第1項で特定歴史公文書の永久保存義務を定め、例外的に廃棄できる場合（「歴史資料として重要でなくなったと認める場合」）を、条例第26条第1項で規定しています。また、廃棄しようとする際には「静岡県公文書管理審査会の意見を聞かなければならない」といった条件を付けるとともに（同条第2項）、さらに、条例施行規則第25条では、廃棄に関する条文の解釈指針を明示するとともに、廃棄した場合の義務を定めています。これら諸規定の根本にある考え方は、市民（県民）の財産である公文書が、安易に廃棄されることのないようにしようとする配慮だと思えます。しかし、静岡市にはそうした条例上の規定はなく、内部規定と保管者の良識に委ねられています。

また、静岡市では、永久保存文書として指定されるためには、「静岡市公文書管理規則別表に定める30年保存文書に該当すること」を前提条件として求めています。他方で、公文書管理条例をすでに制定した自治体では、「歴史資料として重要」か否かを、歴史公文書にあたるか否かの分水嶺としており、「前提として30年保存文書に該当すること」は求めています。静岡市は、何を残すのかについても、限定しすぎているように思います。

公文書は市民共有の財産であり、現在および将来の市民が主体的に利用し得るものであるべきです。しかし、永久保存を謳いながらもそれが安易に廃棄されたり、そもそも、永久保存文書の要件に当たらないからとして安易に廃棄されるようでは、市民はその公文書を利用することができなくなってしまいます。また、市も、それでは市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を果たすことができないでしょう。そこで、静岡市公文書管理条例を制定し、公文書に関する基本的なルールは条例で定めることを陳情します。

【陳情項目】

条例策定までの準備段階における「選別作業」や「課題整理」の名の下に、市役所が未来に残すべき市民の財産たる公文書を不当に廃棄することがないように、静岡市公文書管理条例を制定し、併せて「歴史公文書」の定義を明確にすることを陳情する。